

(1)所管事業の評価

総合評価の割合	 期待を上回る 0.0%	 概ね順調 94.1%	 限定的効果 0.0%	 成果不十分 5.9%
---------	--	---	---	---

(2)所管事業のコスト(単位:千円)

	R4決算	R5決算	R6決算	R7決算	R8見込	R4～R7 合計	事業費に占める 一般財源の比率
事業費 総額	1,694,361	1,818,093	1,995,008	2,101,863	2,101,863	7,609,325	28.9%
市の実質負担額 総額	497,567	530,262	581,992	588,265	643,432	2,198,086	

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	06110	事業名	こども発達センター運営事業		事業コード	16520	担当課	社会福祉課
事業概要	小学校就学前の在宅の障がいや発達に心配がある児童の発達支援事業として「旭市こども発達センター」を運営する。センターには親子で通所し、遊びや小集団での体験、専門職による指導など、児童の特性に合った支援を行い、運動面、精神面の成長を促す。事業の実施は、障がい者（児）支援に実績があり専門職の配置が可能な社会福祉法人ロザリオの聖母会に委託。							
経緯等	平成23年子育て支援課で実施していた「いるかサークル」が終了。障がいや発達に心配のある児童が指導を受ける場が減少。他市の事業所も利用していたが、市外利用者の受け入れ枠が少なく、希望しても利用できない児童がでてきたことから、平成25年4月に市の福祉サービスとして開始。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	・利用者の意向や心身の状況を踏まえ、個別支援計画を定め、サービスを提供する。 ・専門職（作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士等）による指導を行う。		・こども発達センター利用実人数 ・保護者等からの事業所評価のうち支援に対する満足度			保護者が児童の特性に合った関わり方を理解し、家庭内での対応スキルが向上する。 児童の運動・精神面の成長が促され、集団生活や就学に向けた適応力が向上する。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	事業所開設日	220	232	230	228	227	要綱にある開設日
	活動指標イ	専門職指導日数	61	71	70	55	65	65
	成果指標ア	こども発達センター利用実人数	33	29	30	28	24	28
	成果指標イ	事業所評価で「事業所の支援に満足」と答えた割合	89	91	100	100	100	100
費用 (千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		10,038	14,223	14,022	13,147	13,302	
	その他(補助金・地方債等)		7,224	6,577	6,595	8,578	8,423	
	歳出額(総額)		17,262	20,800	20,617	21,725	21,725	
課題等	令和7年度に実施の利用者アンケートでは、子の成長を実感できる、保護者同士の交流や職員に相談をできることが「良かった」という意見がある一方で、「仕事と療育の両立が大変」との意見があった。共働きの世帯が増え、仕事との調整が難しく、登録児童数に変化はないものの、一か月あたりの利用日数は減少している状況である。							
令和8年度方針	引き続き、親子通所型児童発達支援を提供する。また、毎日の振り返りによって、児童に合った支援ができるようにする。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	22010	事業名	高齢者筋力向上トレーニング事業	事業コード	10300	担当課	社会福祉課	
事業概要	高齢者を対象に、転倒による骨折や加齢による運動機能の低下を防ぐため、高齢者向けのウォーキングマシン・エアロバイク等の筋力を高めるトレーニング機器及びマット・ボール等を使用して、専門指導員の指導を受け、健康な身体づくりを図る。 実施場所は、あさひ健康福祉センター2階（パークゴルフ場管理棟2階）で週4日実施（月・水・金曜日休館）。指導時間は、午前10時から午後4時まで。							
経緯等	あさひ健康福祉センターは、市民が気軽に利用でき、教養文化の向上を図り、福祉の増進と地域社会の健全なる発展に寄与することを目指すとして、平成16年に市が設置した。その施設内に、高齢者向けの軽運動スペースを設置した。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)		成果(アウトカム)			
	高齢者の健康増進・介護予防の推進を図るためのトレーニング事業の実施。 専門指導員による個々の身体機能に合わせた指導の実施。		トレーニングルームの開設日数、年間利用者数。		利用者の運動機能が維持・向上することで、転倒リスクの軽減や運動習慣が定着され、健康寿命の延伸や医療費・介護給付費の適正化に繋がる。			
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	開設日数（日）	200	207	205	205	204	205
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	利用者数（人）	2094	2410	3315	3645	3012	3300
	成果指標イ	1日当り平均利用人数（人）	11	12	16	18	15	16
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		4,488	4,488	4,645	4,803	4,803	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)		4,488	4,488	4,645	4,803	4,803	
課題等	開設から年数が経過し、トレーニング機器の老朽化が目立ち、型式が古く修理不可となったままのものがある。 トレーニングルームが2階にあることで、急な階段を上ることから利用しづらい。							
令和8年度方針	今後も高齢者の健康増進と介護予防に向けた取り組みとして、本事業を継続していく。 他課でも類似事業を実施しているため、長期継続契約の終期を見据えながら事業の統合等の検討を行っていく。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	23010	事業名	民生委員児童委員活動事業		事業コード	10000	担当課	社会福祉課
事業概要	民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティア。民生委員・児童委員の中には、児童を専門に担当する「主任児童委員」がいる。地域を見守り、地域の方からの相談内容に応じて、必要な支援を受けることができるよう行政や専門機関等へつなぎ、課題が解決できるよう寄り添う。専門職ではない一方で、安心して相談できるよう、法による守秘義務がある。委員の任期は3年で、区長等から適任者の推薦を受け、旭市民生委員・児童委員推薦会で審査し、県へ推薦書類を提出。県知事の推薦を受け、厚生労働大臣が委嘱する。 地域福祉を支援するため、旭市民生委員・児童委員連絡協議会へ補助金を交付する。また、各地区の民生委員・児童委員協議会の研修会や活動を補助し、円滑な運営を支援する。							
経緯等	制度は、大正6年に岡山県で公布された救世顧問設置規定に始まる。 現在、当市では民生委員・児童委員132人、うち17人の主任児童委員が活動している。旭地区に6単位、飯岡地区、海上地区、干潟地区に各1単位、計9単位民児協があり、補助金を活用し、地域の見守りを始め民生委員活動に精力的に取り組んでいる。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	・旭市民生委員・児童委員連絡協議会への活動補助金の交付及び活動の運営補助。 ・民生委員の日啓発活動の実施。		・研修会等開催回数 ・民生委員児童委員の充足率			・住民が身近な悩みを気軽に相談できることで、地域の安心感が高まる。 ・研修の充実や活動の補助により、委員の心理的・実務的負担が緩和され、次期選任に向けた地域の協力体制が整うことで、活動が次世代へ安定的に継承される。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	民生委員連絡調整会議開催回数(回)	8	8	8	8	8	9
	活動指標イ	各種研修会等の開催回数(回)	10	11	11	10	13	14
	成果指標ア	民生委員児童委員の定員充足率(%)	99	99	99	93	99	100
	成果指標イ	民生委員児童委員一人当たり延べ活動日数(日)	61	58	56	56	60	60
費用(千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		2,892	2,512	2,512	2,828	2,677	
	その他(補助金・地方債等)		821	881	881	891	887	
	歳出額(総額)		3,713	3,393	3,393	3,719	3,564	
課題等	・地域コミュニティが衰退する中で地域内の社会的弱者を把握するため、包括支援等福祉行政からの情報は不可欠である。 ・民生委員・児童委員の活動は、個人情報と密接な関係にあることから責任の重い役職であり、敬遠されがちで後継者の選任が難しい。 ・3年の任期の長さや活動への負担感から、後継者がなかなか見つからない。							
令和8年度	・無報酬のボランティアとして地域における重要な役割を担っていただいている中、県からの活動費補助と併せ重要な事業である。 ・令和7年度の一斉改選による新任委員も多く、個々の委員の相談等のスキルを向上のため、各種研修の実施等を含めた活動の支援は不可欠であり、各種会議・研修や訪問活動などを積極的に実施できるよう事業を継続していく。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	23020	事業名	旭市社会福祉協議会助成事業		事業コード	10200	担当課	社会福祉課
事業概要	高齢者、障害者等地域住民の多様なニーズに応えるべき、民間福祉活動の中核として位置づけられている社会福祉協議会に対し、事業の充実を図るため社会福祉協議会プロパー職員（事務局長（1名）・福祉活動専門員（2名））3名分の人件費を助成する。							
経緯等	当初、局長・次長は市からの派遣で、福祉活動専門員の人件費については国庫補助があったが現在はない。福祉活動専門員の役割は地域福祉の充実のための社会福祉協議会事業に重要なことから助成を開始する。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	社会福祉協議会の運営および地域福祉推進を担う、プロパー職員3名（事務局長1名、福祉活動専門員2名）を配置し、地域福祉の持続的な推進を図る。		社会福祉協議会が実施する地域福祉関連事業の計画・実施数。			職員の配置維持による、地域福祉サービス提供の安定化。（相談・支援の充実による、地域内での早期発見・早期解決体制の強化。住民同士の支え合い機能が定着し、誰もが安心して暮らせる地域環境の実現。）		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	社会福祉協議会実施事業数（事業）	28	28	27	23	22	22
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	事業費に占める補助割合（％）	16.3	17.6	16.7	17	17.2	16
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		16,891	17,994	18,662	19,882	21,489	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)		16,891	17,994	18,662	19,882	21,489	
課題等	補助対象は人件費のみであり、運営費不足による補助は行っていないが、人件費の増加に伴い補助金額が増加傾向にある。事業費に対する補助割合はほぼ横ばい状態。							
令和8年度	地域福祉のニーズが高まる中、地域の民間福祉活動の中核として位置づけられている社会福祉協議会に対し、福祉活動専門員等の人件費の助成を通じ、地域福祉の充実を図る。 社会福祉協議会は、本市の地域福祉を担う重要な組織であり、今後も円滑な事業運営が行えるよう人件費の助成を継続する。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	23030	事業名	被保護者就労支援事業		事業コード	10400	担当課	社会福祉課
事業概要	専門的就労支援員を置き、就労への問題を抱え稼働能力の活用を十分に発揮することができない生活保護受給者(被保護者)が就職・定着・増収できるよう求職活動等の支援を行う。							
経緯等	稼働能力が十分活用されていない被保護者がいるにも関わらず、相談件数・被保護世帯の増加によりケースワーカーのみでの就労支援が困難となったことから、平成26年度に任意事業として開始し、平成27年度からは法定の必須事業となった。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	専門的就労支援員が求職活動の支援を行う。		稼働能力の活用が見込まれる被保護者に対して、求人情報の提供や相談等を行う。			収入額を増やし、経済的な自立または保護費を減少させる。		
指標			R 4	R 5	R 6	R 7	R 8(見込)	目標値
	活動指標ア	支援者数(人)	3	3	2	2	2	2
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	支援者のうち新規就労した者の割合(%)	0	66	50	0	50	50
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用(千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		750	750	750	750	750	
	その他(補助金・地方債等)		2,246	2,246	2,246	2,246	2,246	
	歳出額(総額)		2,996	2,996	2,996	2,996	2,996	
課題等	稼働能力の活用が見込まれる相談者に対しては、生活困窮者自立支援制度を案内し就労支援を受けることで、自立維持又は生活困窮から脱却していけている状況。 一方、生活保護申請、開始となる世帯で稼働能力の活用が見込まれる世帯は減少してきているため、被保護者就労支援の対象者についても減少傾向にある。							
令和8年度の方針	稼働能力の活用が見込まれ、まだ生活困窮に陥っていない対象者に対しては、生活困窮者自立支援事業を活用することで生活保護にならずに自立維持していけるよう就労支援をしていく。 一方、稼働能力の活用は見込めるが、相談時点で既に生活に困窮してしまっている対象者に対しては、生活保護を開始後、当該事業の就労支援を受け、自立できるよう支援する方針。 相談者の相談時点の困窮度により両事業とも継続実施が必要である。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	23040	事業名	生活困窮者自立支援事業		事業コード	10420	担当課	社会福祉課
事業概要	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活が維持することができなくなるおそれのある者）に対し必要に応じた包括的な支援を行い自立の促進を図る。							
経緯等	平成27年4月からの生活困窮者自立支援法の施行により、法定の必須事業である「自立相談支援事業」、「住居確保給付金」、任意事業である「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」を旭市社会福祉協議会へ業務委託し、5名の専門支援員を配置して実施している。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	旭市社会福祉協議会に業務を委託し、専門支援員が包括的な支援を行い自立の促進を図る。		自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等により支援する。			生活に困窮している人が生活保護に陥らないよう、その前の段階で自立することができる。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	相談受付件数（件）	91	63	84	72	80	85
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	相談者のち自立等した件数の割合（％）	86.8	87.3	90.5	80.5	85	90
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		7,774	7,535	7,439	8,414	8,294	
	その他(補助金・地方債等)		18,816	18,305	18,013	21,467	21,107	
	歳出額(総額)		26,590	25,840	25,452	29,881	29,401	
課題等	新型コロナウイルス感染症の影響下であった令和3年度をピークとして、相談件数は、年々減少傾向となっているが、相談件数に対する自立維持件数の割合は、一定の割合を維持しており、困窮に至る前段で支援を開始することにより、生活保護に至らず生活の立て直しを図り、生活困窮から免れた世帯が一定数いる。							
令和8年度	・ハローワークや相談者の能力に合う就労機会を提供してくれる事業所と連携し、支援していく。 ・対象者それぞれの状況に合ったプランを作成し、自立を支援していく。 ・相談支援員の知識の習得や能力の向上に努め、支援体制を強化していく。							

				重点P	-	総合評価	成果不十分		
No.	25080	事業名	合同金婚式開催事業		事業コード	9900	担当課	社会福祉課	
事業概要	結婚50周年夫婦を招待し、記念写真の撮影、記念品の贈呈を行う。 【開催時期】毎年10月下旬から11月上旬 【開催場所】いいおかユートピアセンター 【式典内容】祝辞・記念品贈呈 【記念品】湯のみ茶碗・商品券 市独自事業								
経緯等	合併前から旧旭市・飯岡町・海上町・干潟町で実施していた。合併後も高齢者福祉の充実のため現在まで引き続き実施している。								
ロジックモデル	活動・実施内容			産出(アウトプット)		成果(アウトカム)			
	事業の周知を行う。 合同金婚式を開催する。			事業の広報活動回数、申込者数。		50年の長きにわたり、苦楽をともにし家庭を築き、地域社会の発展に寄与してきたご夫婦を慰労することで、高齢者福祉の充実を図る。			
指標				R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	式の開催		1回	1回	1回	1回	廃止	-
	活動指標イ	広報掲載回数		2回	2回	2回	1回	廃止	-
	成果指標ア	申込者数		46組	52組	32組	24組	廃止	-
	成果指標イ	参加者の満足度（合同金婚式に参加して良かったと思う方の割合）		1	1	1	1	廃止	-
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額			857	962	683	555	0	
	その他(補助金・地方債等)			0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)			857	962	683	555	0	
課題等	例年通り実施できたものの参加人数が減少している。								
令和8年度の方針	国内における婚姻数では、S47年をピークに減少しており、今後結婚50年を迎える予定の夫婦も減少傾向にあると考えられ、申込者が減少していくことが予想されるため、事業を廃止する方針となった。								

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	25090	事業名	敬老大会開催事業		事業コード	12900	担当課	社会福祉課
事業概要	例年9月に東総文化会館で敬老大会を開催。来場者に旭市文化協会・保育所等による演芸やお遊戯等を見ていただき楽しんでもらい、敬老思想を広めて、高齢者福祉の充実につなげる。（市単独事業） 東総文化会館での2部公演（10:00～12:30、14:00～16：30）で開催。							
経緯等	合併前から旧旭市・海上町・飯岡町で実施しており、高齢者福祉の充実を図るため現在まで継続実施している。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	文化協会や保育所と協議を行い、敬老大会を開催する。		市内70歳以上の高齢者を招待し、東総文化会館にて演芸、お遊戯等を披露する。			招待者に園児や文化協会等の演目を楽しんでいただく。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	演目数	0	83	38	37	40	40
	活動指標イ	開催箇所数	0	3	1	1	1	1
	成果指標ア	敬老大会参加率（敬老大会参加数/70歳以上高齢者数）	0	8	6	7	8	8
	成果指標イ	敬老大会参加者数	0	1,203	1,034	1,079	1,200	1,200
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		0	2,617	2,555	3,033	3,219	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)		0	2,617	2,555	3,033	3,219	
課題等	令和6年度からの開催会場1会場への集約を期に、従来送迎を行っていなかった海上、飯岡地域についても送迎バスの運行を開始した。演目についても各地域の特色を出すための演出としたが、参加者数は若干増えたもののほぼ横ばいで推移した。							
令和8針年度	令和8年度は演目のマンネリ化を防ぐため演芸種目の一部見直しを行い、より楽しんでもいただけるような敬老大会を開催する。							

				重点P	4	総合評価	概ね順調		
No.	25100	事業名	老人クラブ（すこやかシニアクラブ旭）活動促進事業		事業コード	13000	担当課	社会福祉課	
事業概要	・旭市内に居住する高齢者が対象。 ・旭市老人クラブ連合会と単位老人クラブの助成を行い高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動の充実を図る。								
経緯等	市町村合併により1市3町の連合会も合併し、旭市老人クラブ連合会が発足した。クラブ数・会員数共に減少傾向にある。 平成27年度より「すこやかシニアクラブ旭」を愛称としている。								
ロジックモデル	活動・実施内容			産出(アウトプット)		成果(アウトカム)			
	・老人クラブ主催のスポーツ大会等の開催 ・社会奉仕活動の実施			・スポーツ大会経費の助成 ・奉仕活動への物資の提供		高齢者が元気になって地域が活性化する			
指標				R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	補助金額（千円）		3705	3857	4198	3519	4197	4197
	活動指標イ	老人クラブ数		53	49	48	46	44	45
	成果指標ア	会員数（人）		1490	1389	1261	1160	1070	1100
	成果指標イ			0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額			1,182	1,150	1,191	1,081	1,066	
	その他(補助金・地方債等)			2,523	2,707	3,007	2,438	3,131	
	歳出額(総額)			3,705	3,857	4,198	3,519	4,197	
課題等	単位老人クラブ会員の高齢化により、会長を引き継ぐ人材が不足し、解散するクラブがある。 高齢者が増加する中、個々のニーズや価値観の多様化により、団体数や会員数は減少傾向にある。								
令和8年度方針	高齢者が増加する中、個々のニーズや価値観の多様化により、団体数や会員数は減少傾向にあるが、 高齢者の生きがいづくりに向け、新規会員加入促進及びクラブ新設の補助を引き続き実施する。								

				重点P	4	総合評価	概ね順調		
No.	25110	事業名	シルバー人材センター助成事業		事業コード	13100	担当課	社会福祉課	
事業概要	働く意欲のある高齢者の就業機会・社会参加・生きがいづくりの場を確保するため、シルバー人材センターの運営費を助成し、運営を支援する。								
経緯等	公益財団法人旭市シルバー人材センターは、高齢化が進展する中、高齢者の希望に応じた就業機会を確保・提供することにより、高齢者の生きがいの充実等を図り、高齢者福祉の増進に資する地域社会づくりに寄与することを目的に発足。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の規定に基づき運営支援を行っている。								
ロジックモデル	活動・実施内容			産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	シルバー人材センターの運営費を助成する			シルバー人材センターの事業が円滑に実施される			高齢者の就業・社会参加の機会が確保される		
指標				R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	補助金額（千円）		6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
	活動指標イ	（うち経常経費不足額分）		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	契約金額（受託事業による収益）		106,277	111,695	110,111	109,106	53,910	55,000
	成果指標イ	就業者（実際に就業機会を獲得した人数）		201	198	188	194	195	200
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額			6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	
	その他(補助金・地方債等)			0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)			6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	
課題等	政府の定年延長制度の導入などによる会員数の伸び悩みや会員の高齢化、受注件数の減などの影響により、就業者数も減少している状況となっている。								
令和8年度方針	シルバー人材センターは、就業を希望する高齢者の就業機会の確保と、就業を通した「生きがいづくり」「社会参画」のための重要な役割を担う機関であることから、「経営改善計画」に則った取り組みを進め、今後も円滑な事業運営が行えるよう事業を継続していく。								

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	26010	事業名	中度心身障害者(児) 医療費助成事業		事業コード	11200	担当課	社会福祉課
事業概要	千葉県が実施している重度心身障害者(児)医療給付改善事業の対象とならない、身体障害者手帳3級(体幹・腎臓・心臓・呼吸器)の方、療育手帳Bの1かつ身体障害者手帳3級の方に対し、健康と福祉の増進、並びに医療費負担の軽減を図るために市単独事業として実施している医業費助成事業。							
経緯等	県の事業である「重度医療」を基に、旭市独自で対象者を拡大した事業である。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	対象者が医療機関で自己負担した領収書を確認し、医療費を助成する。		・医療費助成制度延利用者数			障がいをもつ人の医療費負担が軽減され、健康と福祉の増進を図ることが出来る。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	中度心身障害者医療費助成制度実利用者数	39	28	28	27	30	32
	活動指標イ	対象者数	49	43	40	36	35	35
	成果指標ア	利用率(制度利用者数／制度対象者数)	80	65	70	75	85	91
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用(千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		4,251	2,793	2,784	3,513	2,673	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)		4,251	2,793	2,784	3,513	2,673	
課題等	重度医療と異なり申請による償還払いであり、年間を通して受診しないことはあまり考えられないため、受給者証の更新の際に申請方法等の周知を行って申請に繋げていく必要がある。							
令和8年 方針年度	申請者に事業を正しく理解してもらうよう丁寧な説明を心掛けながら、今後も毎月の申請受付及び助成を継続していく。							

					重点P	-	総合評価	概ね順調
No.	26020	事業名	福祉タクシー利用助成事業		事業コード	11400	担当課	社会福祉課
事業概要	身体障害者手帳1級、2級、3級（視覚、下肢、体幹のみ）、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳○A、○Aの1、○Aの2、Aの1、Aの2の等級で市内に住所を有する方に、タクシー利用券を交付し社会参加の促進を図る。（市独自事業） 【利用券】1枚500円のタクシー利用券を年間48枚（透析治療を受けているじん臓機能障害の方は年間192枚）を交付する。 【利用方法】タクシー乗車時に障害者手帳を提示、利用券（使用する枚数分）を運転手に渡し、500円に満たない端数は現金で支払う。 指定タクシー業者は、翌月市へ請求し、市は助成金と協力金1件100円を合わせて支払いをする。							
経緯等	合併前より1市3町で実施されており、合併後も事業を継続としている。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	障害者手帳所持者に対し、タクシー利用券を交付する。利用券の印刷、申請受付、利用実績管理、事業者への助成金等・協力金を支払う。		・タクシー利用券の交付者数 ・交付枚数 ・利用回数 ・助成金支給額			障害者の移動手段の確保、通院や社会参加機会の増加、外出頻度の向上、生活の質（QOL）の向上		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	福祉タクシー券交付者数	394	393	419	415	417	417
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	福祉タクシー券利用率（%）	39.4	38	52	52	52	52
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		6,134	5,875	8,591	800	198	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	0	7,621	9,004	
	歳出額(総額)		6,134	5,875	8,591	8,421	9,202	
課題等	タクシー利用券の交付をしても、殆ど使わず返却されるケースがあるため、利用率をどのように伸ばしていくかが課題。また、現在は、広報とHPで次年度の交付開始日を市民へ周知しているが、周知方法の見直し・追加を検討。							
令和8年針年度	タクシー料金を助成することにより、重度心身障害者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、今後も継続していく。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	26030	事業名	難病患者等支援事業		事業コード	11600	担当課	社会福祉課
事業概要	難病療養者に対して、給付金を支給する事業。 【給付金の支給】通院した場合は月額2,000円を限度とする医療費自己負担額、入院した場合は月額14,000円を限度とする医療費自己負担額を給付することによって、本人の費用負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的とする市単独事業。							
経緯等	給付金支給事業については、旧旭市において、難病療養者及びその介護者の医療費負担軽減を目的として開始された。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	旭市難病療養者給付金を支給する。		・ 給付金支給延人数 ・ 給付金支給額			難病療養者の医療費の個人負担が軽減される。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	難病療養者給付延月数	1,417	1,539	1,565	1,643	1,718	1,718
	活動指標イ	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費給付制度受給者数	467	498	519	565	598	598
	成果指標ア	医療費を軽減した人数	189	197	205	221	231	231
	成果指標イ	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費給付制度受給者のうち助成により軽減を受けた者の割合	41	40	40	39	39	40
費用(千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		2,691	3,167	3,096	3,389	3,554	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)		2,691	3,167	3,096	3,389	3,554	
課題等	支給決定者に対して、申請の割合が低い。通院の頻度が少ない療養者は手続きの手間を考え申請しない方もいると思われる。 また、何か月にもわたる領収書をまとめて申請する方もいる。給付金額は、領収書を全て確認する必要があるため、計算が煩雑となる。							
令和8年度方針	周知の拡大を図りながら、給付金の支給を継続して行っていく。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	26040	事業名	グループホーム運営費等助成事業		事業コード	11700	担当課	社会福祉課
事業概要	【GH運営費補助金】：障がい者の地域生活以降の促進を図るため、障害者グループホームの安定した運営が行われるよう事業者に補助金の交付を行う。 【生活ホーム運営事業補助金】：知的障がい者の社会参加の促進を図るため、生活ホームの安定した運営が行われるように事業者に補助金の交付を行う。 【GH等利用者家賃助成】：障害者グループホーム等を利用する障がい者の経済的負担を軽減し、その自立を促進するため、入居者（非課税）に対して家賃助成を行う。							
経緯等	【GH運営費補助金】：平成20年4月1日から事業開始。 【生活ホーム運営事業補助金】：平成17年7月1日から事業開始。 【GH家賃助成】：平成19年4月1日から事業開始。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	市が援護地となっている障がい者が利用するGHと生活ホームの運営費の補助金事業と家賃助成事業を実施する。		・GHへの補助金件数 ・生活ホームへの補助金件数 ・家賃助成件数			事業所の安定的な運営及び障がい者の経済的負担の軽減		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	GH運営費補助金等交付事業者数	19	23	23	22	23	23
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	家賃助成対象者数	81	94	99	109	106	106
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		10,707	11,261	12,470	13,413	16,916	
	その他(補助金・地方債等)		9,568	9,767	11,957	13,412	16,915	
	歳出額(総額)		20,275	21,028	24,427	26,825	33,831	
課題等	新設のGHが増えてきており、GHの転居の増加が予想される。補助金、助成金は日割り計算のため、計算が煩雑となる。							
令和8年度方針	補助金を交付することにより、GH等の安定した経営、また障がい者が安定・自立した生活を送れるように今後も事業を継続する。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	26050	事業名	地域生活支援事業	事業コード	11900	担当課	社会福祉課	
事業概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。							
経緯等	自立支援法に基づきH18年10月から実施。H25年4月から総合支援法に改正。相談支援事業：3事業所（H25～）、コミュニケーション支援事業（手話通訳者の派遣等）、地域活動支援センター強化事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具給付事業を実施。R3年10月よりコミュニケーション支援事業により要約筆記者派遣を導入（必須事業）。H21年度から「福祉作業所」を地域活動支援センターに位置づけ。H23年度から配食サービス試行事業開始（H28年度から本施行）。H24年度から成年後見制度利用支援事業が必須事業。R3から自発的活動支援事業「ピアサポート活動」を実施。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出（アウトプット）		成果（アウトカム）			
	市町村必須事業のほか、任意事業として、日中一時支援事業・訪問入浴事業・配食サービス事業・障害者虐待防止対策支援事業を実施する。		・各福祉サービスの利用者数及び利用時間 ・地域活動支援センターの利用者数 ・各種相談等利用件数		障がい者及び障がい児が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになる。			
指標			R4	R5	R6	R7	R8（見込）	目標値
	活動指標ア	実施事業数	14	14	14	14	14	14
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	移動支援事業実利用人数	52	60	67	61	60	60
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		61,006	71,015	63,500	63,161	44,122	
	その他（補助金・地方債等）		34,879	34,774	34,570	31,665	61,846	
	歳出額（総額）		95,885	105,789	98,070	94,826	105,968	
課題等	地域生活支援事業は随時改正されており、地域の実情に応じて柔軟に事業を展開する必要があるが、対応できる資源の確保が困難な場合も想定される。							
令和8年針年度	障がい者及び障がい児の地域における自立した生活を支援し、また社会参加の促進を図るため必要な事業であり、今後も継続していく。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調		
No.	26060	事業名	自立支援給付事業		事業コード	12000	担当課	社会福祉課	
事業概要	障がいのある人が、その能力や希望に応じて日常生活や社会生活を営めるように、障害者総合支援法に基づいて下記の障害福祉サービスや医療費などを給付する。 ①計画相談支援 ②介護給付：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護、短期入所、生活介護、療養介護、施設入所支援 ③訓練等給付：自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助 ④自立支援医療（児童含む）：身体障害者更生医療費、育成医療費、療養介護医療費 ⑤補装具（児童含む）								
経緯等	障害者自立支援法の施行により、支援費制度での障害福祉サービスを再編。								
ロジックモデル	活動・実施内容			産出(アウトプット)		成果(アウトカム)			
	障がい児や発達に支援が必要な児童に対し、利用相談、支給決定、関係機関との連携、事業所への給付費支給を行う。			・支給決定障害者数 ・サービス利用延べ人数 ・給付費支給額 ・相談件数		・利用者の生活の質の向上 ・就労継続や社会参加機会の拡大 ・地域生活の安定 ・家族負担の軽減			
指標				R 4	R 5	R 6	R 7	R 8(見込)	目標値
	活動指標ア	介護給付等サービス実利用者数		525	529	534	542	523	523
	活動指標イ			0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	障害者の就労移行支援利用者数（各年度3月利用者数）		10	6	5	8	12	12
	成果指標イ			0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額			314,938	326,303	370,786	368,523	426,247	
	その他(補助金・地方債等)			986,306	1,048,507	1,142,038	1,193,840	1,271,419	
	歳出額(総額)			1,301,244	1,374,810	1,512,824	1,562,363	1,697,666	
課題等	利用者数及び事業費は増加傾向であるため、費用対効果を意識しつつ、同時に必要な人へ支援の裾を広げ、サービスの質を維持するための効率化を図る必要がある。								
令和8年針年度	障がい者の日常生活能力や社会性の向上等のため必要な事業であり、今後も継続していく。								

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	26070	事業名	障がい児通所支援事業		事業コード	16500	担当課	社会福祉課
事業概要	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援の利用を希望する児童（保護者）に対し、通所受給者証を発行するとともに、障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所に障害児通所支援給付費の支払いを行う。							
経緯等	平成24年4月の児童福祉法改正に伴い、障がい児の通所支援にかかるサービスが障害児通所支援となった。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	障がい児や発達に支援が必要な児童に対し、利用相談、支給決定、関係機関との連携、事業所への給付費支給を行う。		・支給決定児童数 ・サービス利用延べ人数 ・給付費支給額 ・相談件数			障がい児の日常生活能力や社会性の向上、保護者の療育に関する不安の軽減、保育所・幼稚園・学校等への円滑な移行促進、地域で安心して生活できる障がい児の増加、家族の負担軽減。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	通所受給者証発行数	218	233	271	316	361	361
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	障害児通所サービス 実利用児童数	218	233	271	316	361	361
	成果指標イ	障害児通所サービス 延べ利用児童数	2352	3132	3430	4462	3480	3480
費用 (千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		46,068	50,717	61,406	74,073	87,222	
	その他(補助金・地方債等)		134,411	164,067	193,709	231,440	261,661	
	歳出額(総額)		180,479	214,784	255,115	305,513	348,883	
課題等	放課後等デイサービス利用者数は緩やかに上昇しているが、児童発達支援利用者数が大幅に増加している。利用者のニーズに応えられる体制整備（事業所の確保や人材育成等）と同時に療育支援の場であることへの利用者の理解が引き続き課題となってくる。							
令和8年度	障がい児の日常生活能力や社会性の向上、保護者の療育に関する不安の軽減等のため必要な事業であり、今後も継続していく。							